

行政部文書開示請求書

2025(R7)年 9 月 5 日

蘭越町町長 金 秀行 殿

北海道磯谷郡蘭越町富岡 1035-3
請求人 野村一也 090-4836-4467

蘭越町情報公開条例第 12 条の規定に基づき、次のとおり公文書の開示を請求します。

請求内容

1 請求にかかる公文書の名称または内容	開示請求人は、農地法の理念に反する転売目的の農地転用の有無を調査するために、農業委員会が保有する公文書の開示を請求する。 ＜2 度の開示請求となった経緯＞ 2025 年 7 月 24 日 請求人は、農業委員会事務局長 T に開示請求前の相談を行い、請求の目的、文書の特定作業をおこなった。 2025 年 8 月 14 日 請求人は、開示作業が農業委員会の負担とならぬよう請求内容を精査した開示請求書（1 回目）を持参した。T は不在であったので、他の職員に T に渡すよう依頼した。 2025 年 8 月 19 日 蘭越町は、法令の根拠なしに請求を不開示を決定した。 2025 年 9 月 4 日 請求人は、T が請求人への打診なしに、法令に基づかない処分をしたことを電話で咎めた。T は対応の問題を認めたが、請求人は T の嫌がらせを感じたため、役場を訪問し、T と話しをした、そして 2 回目の開示請求書の内容を以下の通りに調整した。 ＜請求する文書＞ 1. 2015 年以降に申請された農地転用にかかる以下の書類 1) 現地目証明願、農業委員会の調査書等、現地目証明書。ただし、現地目証明を認める前に、申請者または農業委員会が撮影した現況写真が付された書類を含むこと。 2. 2024 年 1 月 1 日以降に実施した農地利用調査（農地パトロール）の報告書。ただし、この文書は、急がないので、2 か月以降後で構わない。 なお、（不）開示決定通知書の請求内容欄には、上記文章のすべてを変造することなく記載することを求める。
2 開示方法の区分	☑閲覧
3 受付年月日	年 月 日
4 担当課等	課 係（内線 ）